

第 14 回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和6年1月10日
場 所 議会棟 第1委員会室

委員の出欠状況

1 番	多湖 文貴	出	2 番	伊藤 幸子	欠	3 番	中村 進也	出
4 番	遠藤 良幸	出	5 番	藤田 一房	出	6 番	松葉 里美	出
7 番	伊藤 貴美	欠	8 番	伊藤 和雄	出	9 番	小林 政俊	出
10 番	岡田 康平	出	11 番	中村 正治	出	12 番	近藤 秀樹	出
13 番	片岡 節男	出	14 番	樋口 久義	出	15 番	伊藤 治義	出

開 会 時 刻 午前 9 時 00 分
閉 会 時 刻 午前 9 時 45 分

<p>1 開会の辞 事務局長(種村明広)</p>	<p>ただいまから第14回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)</p>	<p>お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。第14回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)</p>	<p>いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>只今の出席委員は13名でございます。定足数に達しておりますので、第14回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p>
<p>4 議事日程 (日程第1) 議長</p>	<p>それでは、お手元の議事日程に沿って進めさせていただきます。日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項の規定に基づき、会長が定めることとなっていますので、本日の議事録署名委員に、14番議席樋口久義委員と、15番議席伊藤治義委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>(日程第2) 議長 (日程第3)</p>	<p>それでは、報告第27号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」、報告第28号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を一括して議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>

<p>(日程第4)</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>質問がなければ次に進みます。</p> <p>続きまして、議案第73号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第4 議案第73号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定） 次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)附則(令和4年5月27日法律第56号)第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求める。令和6年1月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>市が農地利用集積計画を定めるときには、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることになっております。</p> <p>通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可がいりますが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。</p> <p>議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお諮りをします。</p> <p>今回の案件は、すべて中間管理事業分です。14件、21筆、総面積33,332.00㎡となっています。</p> <p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>本議案は農地集積を目的とし、賃貸借・使用貸借により、期間を決めた利用権の設定です。今回はすべて、公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業の利用権の設定です。</p> <p>内容について、何か質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>特に無いようですので、議案第73号「農用地利用集積計画の決定について」について採決に入ります。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p>
--	---

<p>(日程第5)</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>よって本議案は原案どおり決定されました。</p> <p>続きまして、議案第74号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第5 議案第74号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分）</p> <p>次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので議決を求める。令和6年1月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の3条所有権移転の申請は、9件、22筆、面積10,275㎡です。</p> <p><57番案件>の申請地は、員弁町大泉地内の田です。 譲受人である桑名市の■■■■が員弁町東一色の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、990㎡を贈与により譲り受ける申請です。</p> <p><58番案件>の申請地は、員弁町楚原地内の畑です。 譲受人である員弁町楚原の■■■■が員弁町楚原の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、343㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><59番案件>の申請地は、藤原町川合地内の畑です。 譲受人である桑名市の■■■■が藤原町川合の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、185㎡を贈与により譲り受ける申請です。</p> <p><60番案件>の申請地は、大安町宇賀地内の畑です。 譲受人である大安町宇賀の■■■■が大安町宇賀の■■■■が所有する議案書に記載の5筆、2,123㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><61番案件>の申請地は、北勢町南中津原地内の田です。 譲受人である北勢町麻生田の■■■■が北勢町南中津原の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、1,031㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><62番案件>の申請地は、員弁町西方地内の田です。 譲受人である員弁町東一色の■■■■が員弁町大泉の■■■■、名古屋市の■■■■が所有する議案書に記載の2筆、1,509㎡</p>
------------------------------------	--

を売買により譲り受ける申請です。

<63 番案件>の申請地は、大安町石樽南地内の畑です。

譲受人である大安町石樽南の [] が大安町石樽南の [] が所有する議案書に記載の 3 筆、620 m²を売買により譲り受ける申請です。

<64 番案件>の申請地は、大安町南金井地内の田です。

譲受人である四日市市の [] が四日市市の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、898 m²を売買により譲り受ける申請です。

<65 番案件>の申請地は、北勢町新町地内の畑です。

譲受人である岐阜県加茂郡川辺町の [] が北勢町飯倉の [] が所有する議案書に記載の 7 筆、2,385 m²を売買により譲り受ける申請です。

以上 9 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。
何か質問はありますか。

特に無いようですので、採決に入ります。

本議案につきましては、 [] 番議席 [] に関する案件が含まれております。

農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項により議事に参与できませんので、当議案のみ [] を除いて採決を取りたいと思います。

議案第 74 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」は、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。

全委員挙手であります。

よって本申請につきましては、許可することといたします。

(日程第 6)

議長

(日程第 7)

続きまして、議案第 75 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、議案第 76 号「農地法第 5 条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について」を議題と

<p>事務局</p>	<p>いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第6 議案第75号 農地法第5条の規定による農地等の所有権許可申請承認について（知事処分）</p> <p>次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和6年1月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、4件、18筆で4,848㎡です。</p> <p><51番案件>は、北勢町其原地内の畑です。農地区分は、2種農地です。</p> <p>転用計画としては、譲受人である徳島県板野郡松茂町に住所を有する ████████ が、北勢町其原の ████████ が所有する議案書に記載の7筆、1,306㎡を、太陽光発電施設として転用したい旨の計画です。</p> <p>土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。雨水排水は自然浸透です。</p> <p><52,53,54番案件>は、北勢町田辺地内の畑です。同地域ですので、併せてご説明します。農地区分は、2種農地です。</p> <p>転用計画としては、譲受人である広島県広島市に住所を有する ████████ が、議案書に記載の3箇所を、太陽光発電施設として転用したい旨の計画です。</p> <p>5-1-52番 5筆 1,284㎡、5-1-53番 1筆 1,328㎡、5-1-54番 5筆 930㎡です。</p> <p>土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。雨水排水は自然浸透です。</p> <p>続きまして、日程第7 議案第76号 農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権許可申請承認について（知事処分）</p> <p>次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和6年1月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、1件、3筆で2,048㎡です。</p> <p><17番案件>は、北勢町麻生田地内の畑です。農地区分は、3種農地です。</p>
------------	--

転用計画としては借受人である愛知県安城市の [] が、北勢町麻生田の [] が所有する議案書に記載の3筆、2,048㎡を商業店舗施設として転用したい旨の計画です。

土地造成は切土を行い、周囲にCB擁壁等を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道、汚水排水は下水道を利用します。雨水排水は新設側溝を敷設し、既設側溝に放流します。過去に農地を宅地として利用していた為に始末書を提出しています。

以上5条所有権移転4件、賃貸借1件の計5件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

これらの案件につきましては、1月5日に現地調査を行っております。現地調査委員から調査結果を報告させていただきます。

現地調査委員

議案第75号「農地法第5条の規定による農地の所有権移転許可申請について」4件、議案第76号「同法第5条の規定による農地の賃貸借権設定許可申請について」1件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。

議長

ありがとうございました。

これらの議案について、何か質問はありますか。

特に無いようですので、議案第75号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」の採決をいたします。

本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。

全委員挙手です。

よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。

続いて、議案第76号「農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。

本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。

<p>(日程第 8)</p>	<p>議長</p> <p>全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p> <p>続きまして、議案第 77 号「非農地証明願承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>日程第 8 議案第 77 号 非農地証明願承認について（委員会処分） 次のとおり、非農地証明願があったので議決を求める。令和 6 年 1 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄 今回の申請は 1 件、2 筆、416 ㎡です。 <48 番案件>の申請地は、北勢町畑毛地内の台帳地目、畑の 2 筆です。 願出者は北勢町畑毛の [REDACTED] で、昭和 54 年以前から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p>以上 1 件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、審議のほどよろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。 非農地証明につきましては、無断転用後 20 年以上経過した土地についての証明です。事務局において 20 年前の空中写真等を元に該当する土地について提案をさせていただいております。 何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第 77 号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手であります。 よって、案件については願いどおり証明することに決定しました。</p>
<p>5 その他</p>	<p>議長</p> <p>議事については、以上です。その他に入ります。 委員さんから何かありますか。 他に事務局から何かありますか。</p>

<p>6 閉会の宣言 議長</p> <p>【午前9時45分閉会】</p>	<p>次回は、2月2日午前9時から現地調査、3番議席中村進也委員と5番藤田一房委員は出席をお願いします。</p> <p>次回委員会は、2月9日です。場所は、行政棟2階庁議室となります。よろしくお願いします。</p> <p>それでは、これをもちまして第14回いなべ市農業委員会を終了します。</p> <p>ありがとうございました。</p>
--------------------------------------	--

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
会長 伊藤 和雄

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____